



十二番から千  
八十八番まで  
の各一部、同  
幅員  
一六・〇〇  
(都市計画道  
路東三・四・  
千九十九番及  
千九十六番一  
の各一部、千  
九十六番三並  
びに千九十七  
番一、千九十  
八番、千一百  
番、千二百番  
及び千二百七  
番から千二百  
九番までの各  
一部

路六・〇〇  
線)、六・〇〇  
〇(区画道路  
六・〇〇(区  
画道路六・二  
号線)、六・  
〇〇(区画道  
路六・二二  
号線)、六・〇  
〇(区画道路  
六・四号線)、  
六・〇〇(区  
画道路六・五  
号線)及び四  
・五〇(六・  
〇〇(区画道  
路六・六号  
線)

●東京都告示第二百六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第二項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和四年三月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

一 公聴会を行う日時 令和四年三月十四日(月曜日)午  
前十一時から

二 公聴会を行う場所 矢野口自治会館一階会議室  
稲城市矢野口千六百四番地

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指  
導第一課日影規制・紛争調整担当  
(東京都立川合同庁舎二階)  
立川市錦町四丁目六番三号  
電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 千代田区二番町八番地八  
所氏名 株式会社セブンイレブン・ジャパン

建築敷地 稲城市矢野口二千二百七十九番一ほか

地域地区 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居  
専用地域、準防火地域、建築基準法第二十  
二条区域及び十メートル第一種高度地区

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 日用品の販売を主たる増築  
及び用途 日用品の販売を主たる  
目的とする店舗

敷地面積 約九六六平方メートル 増減なし

建築面積 約一五〇平方メートル (合計約二〇〇平方  
メートル)

延べ面積 約一五〇平方メートル (合計約二〇〇平方  
メートル)

構造及び 鉄骨造 鉄骨造  
階数 地上一階 地上一階

高さ 三・八四五メートル 三・八四五メートル  
ほか

適用条文 建築基準法第四十八条第二項ただし書

●東京都告示第二百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年三月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東大和市清原一丁目一番一、同番二、令和四年二月四  
千二百番五十、千二百十三番一、同  
番二、同番四から同番九まで、千二  
百二十一番一から同番三まで、同番  
八から同番十五まで、千二百二十三  
番二、千二百三十六番二、千三百七  
十番四から同番九まで、千四百七番  
二から同番四まで、千四百九番二、  
清原二丁目一番、同番二から同番五  
まで、千二百十三番三、千二百二十  
一番四から同番七まで、千二百二十  
二番三、千二百二十三番三、千二百  
二十六番二、千二百二十七番二、千  
二百三十六番六、千二百三十九番二、  
千二百四十番二、千二百四十一番二、  
千二百六十八番四、千二百七十四番  
四、千二百八十二番五、千二百八十  
三番二、千二百八十四番六、千二百  
九十三番二、千二百九十四番二、千  
二百九十五番二、千二百九十八番二、  
千二百九十九番二、千三百番二、千

三百八番三、同番四、千三百十二番五から同番七まで、同番十、同番十一、千三百二十番二、千三百二十二番二、二千百六番五、二千百十五番一から同番九まで、千三百七十番二、同番三、同番十一、同番十二、千三百七十六番二、千三百九十五番二、千四百七番一、同番四、同番五、千四百十一番二、清原四丁目一番一から同番二十まで、二番一から同番三まで、四番十七、千三百十二番三、千三百二十三番二、千三百二十四番二、千三百四十二番二、千三百四十三番二、千三百四十五番二、千三百四十六番二、千三百四十七番二、千三百七十七番八から同番十三まで、千三百七十九番二、千三百七十八番二、千三百八十二番二、千三百八十一番二、千三百八十六番三並びに東村山市富士見町二丁目三番二十五、同番二十六及び同番二十九

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

●東京都告示第二百六十四号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百二十二号）第四十一条第二項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 支援法人の名称及び変更後の住所  
一般社団法人ビーンズ  
千代田区神田錦町一丁目十四番地三ウキガイビル五階

二 支援業務を行う事務所の変更後の所在地  
千代田区神田錦町一丁目十四番地三ウキガイビル五階  
千代田区東神田一丁目八番三号レジデンス東神田一八七〇二号室  
渋谷区本町一丁目二十番二号パールハウス初台五〇五号室  
府中市晴見町一丁目十八番地の四エムスレジデンス府中三〇二号室

三 変更の年月日  
令和四年二月二十四日

●東京都告示第二百六十五号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
三井不動産株式会社  
代表取締役社長 菰田 正信  
中央区日本橋室町二丁目一番一号  
宗教学人明治神宮  
宮司 九條 道成

渋谷区代々木神園町一丁目一番  
独立行政法人日本スポーツ振興センター  
理事長 芦立 訓  
港区北青山二丁目八番三十五号  
伊藤忠商事株式会社  
代表取締役 小林 文彦  
港区北青山二丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類  
（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業  
高層建築物の新築、自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略  
対象事業は、港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町の各一部に位置する計画地面積約十七万四千七百平方メートルの土地に、スポーツ施設、オフィス、商業、宿泊施設、駐車場等を主要な用途とする建築物を計画するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要  
対象事業について、都民の意見が六十件、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、生物・生態系、日影、電波障害、環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。

五 見解書の縦覧  
（一）期間  
事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

令和四年三月七日から同月二十八日まで。ただし、

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

ウ 渋谷区環境政策部環境整備課

渋谷区宇田川町一番一号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について都民から60件の意見書が提出された。また、事業段階関係区長（港区及び新宿区）からの意見が2件提出された。意見等の内訳は、表1に示すとおりである。これらの主な意見の概要とそれらについての事業者の見解の概要は、表2～4に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	60
事業段階関係区長からの意見	2
合計	62

表2(1) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
		1. 環境全般
	人流や騒音です。スタジアムや回立競技場があつて、コンサートや花火大会が開催されると騒音もあります。地下鉄外苑前駅は狭い。近くに高校もあります。住民と共生できる環境と開発について再考を願います。	野球場からの騒音につきましてでは騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていきます。また、計画地周辺の歩行者の増加につきましては、別途警察と協議を実施しており、円滑な歩行者交通を確保するよう計画してまいります。
	樹木を伐採してしまう開発・グリーンベルト地帯の撤去、ビルの建設による二酸化炭素の排出などの、現行と開発後の排出量の比較が無いです。いま、商業目的・開発による森林伐採で永久凍土が解けたり、台風・雨・風の巨大化などが発生しており地球全体の問題です。神宮外苑は100年かけて作り上げた森、それを壊す事は簡単ですが再生するのは難しいと考えます。	緑の量につきましては、計画地内の植栽樹は存置もしくは移植により可能な限り保存するとともに、計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に植栽し、動植物の生息環境に配慮した緑化計画により新たな緑地を創出する計画です。また、樹木の移植及び新植にあつては、適切な植栽基盤を確保した上で植付に適切な時期に留意するとともに、必要に応じて適期に根回しを行い、新規に創出した緑地を含めて適切に管理育成を行うことで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものと考えます。二酸化炭素の排出量につきましては、施設の用途等が異なるため、現況との比較はしておりません。



表 2(4) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
2. 騒音・振動	<p>神宮球場の位置についてですが、青山1丁目神宮団地に近くなり、多人な騒音を住民にもたらすこととなります。このような計画は見直しして頂きたいです。</p> <p>また、できればドーム式にして音が出ない様にするなど、考えて頂きたい。</p>	<p>新球場から近隣住宅までの距離（新球場から約80m）において球場騒音は55dB程度と予測します（評価書案P.224、224参照）。野球場からの騒音につきまして騒音の発生に配慮するよう、施設利用者の周知を行うなどの環境保全措置に努めていきます。</p>
	<p>秩父宮ラグビー場は屋根付きの多目的スペースとして、今後、コンサートなどの大型イベントに利用されることが想定されていますが、今回の評価書案には騒音評価がありません。その理由と閉鎖予定をお示しく下さい。工事後の一般的なコンサート（特に音の大きく、且つよく行われると予測されるロックコンサートやアイドル公演等）での騒音評価をお願いしたいと考えます。</p>	<p>秩父宮ラグビー場は屋根付きとなる計画ですので、屋外への音の発生は少ないものと考えられるため、予測の対策外としました。</p>
	<p>完成後北青山・丁目アパートの数ヶ所に観測器を設置してそのつど騒音を測り基準をオーバーしたら、一回一回音補償をする約束を願います。</p>	<p>野球場からの騒音につきましては騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていきます。</p>
	<p>野球場の音が55dB程度という予測は、いつでもどこで、どんな試合で、観衆は何人、天候はどうだったのか、予測の根拠を示す具体的な調査結果を公表して下さい。</p>	<p>野球場からの騒音の予測方法につきましては、スタジアム客席上に音源を配置し、騒音の伝搬理論式を用いた距離減衰により予測しております（評価書案P.199参照）。音源については、2019年7月16日のプロ野球開催時（ヤクルト一巨人戦、観客動員数29,771人、天候：曇り）において、球場スタンドから発生する騒音レベルを測定し、それをもとに計算を行いました。野球場からの騒音につきましては騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていきます。</p>

表 2(5) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
3. 生物・生態系	<p>外苑いちよう並木は、いちようのトンネルの静寂な景観が世界的にも有名です。この様な景観は他には無く都民、市民の財産です。</p> <p>今のままのいちよう並木の景観をどうか壊さないで残して下さい。</p> <p>先人が100年の先を見つめて造った神宮外苑です。いちよう並木周辺など静かな雰囲気は決してわづらわづら周辺など静かな雰囲気は決して永久保存すべきです。大きな変更は不要です。緑も十分に樹の伐採などあつてはなりません。</p> <p>生物多様性が言われるこのときに、歴史的に貴重な樹木、植栽が伐採されます。一度破壊されれば取り返しがつきません。</p>	<p>青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特別街道四谷管線沿いの4列のいちよう並木については、全て保存します。</p> <p>工事の施行にあたっては、保存するいちよう並木の生育に影響を及ぼさないよう、計画建物の地下躯体の配置等に配慮する計画です。また、根周りが歩行者等にすり踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努めます。</p> <p>さらに、計画地内の植栽樹を存置もしくは移植により可能な限り保存するとともに、新たに植栽された緑地を含めて適切に管理育成を行う計画としています。</p> <p>よって、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全され、周辺地域も含めた生物・生態系は維持されるものと考えます。</p>
	<p>■生物・生態系 問題点と意見 緑被率は、芝を植えることによつていくらかでも増やすことができ、芝生と林では、緑の内容容・質は全く異なる。</p> <p>温暖化対策の一つとして、都市部において吸収源対策を推進するためには都市緑化が重要です。CO<sub>2</sub>を蓄積、固定するという意味では、樹木だけではなく土壌も重要な役割を果たしています。</p>	<p>計画地内の植栽樹は存置もしくは移植により可能な限り保存する計画です。</p> <p>新たに植栽された緑地を含め、現況と同様に樹木の点検や剪定等、適切に管理育成を行う計画としておりますので、緑被率に加えて緑の量につきましても変化の程度は最小限に抑えられていくと考えます。</p> <p>よって、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全され、周辺地域も含めた生物・生態系は維持されるものと考えます。</p>

表2(6) 船民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容
4. 日影	<p>「環境影響評価書案」7.日影・・・より抜粋          「環境保全ため計画地周辺地域への日影の影響を低減するため複合棟 A 及び事務所棟を南側に配置した計画としていますが、当マンション(高さ約 35m)の東側に複合棟 A(高さ 185m)のような超高層ビルを距離 20m の位置に建築されることになり、そのことによりマンション青山の東側住戸は日当たりを失い、1 日中日照のない部屋になってしまい、著しい被害を受けてしまうと予想されます。</p>
事業者の見解	<p>計画建築物による当該ビルに対する日影は、8 時～16 時のうち日影が最も西に傾く 8 時において日影がかかるとはならないと予測しています(評価書案 B.339 参照)。</p>

表2(7) 船民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容
6. 風環境	<p>事業者の見解          青山小学校に通う小学生に対する青山通り沿いの風環境につきまして、計画建築物建設による計画地周辺地域の変化の程度は、防風対策を講じることによってほぼ全ての地点で現況と同程度の風環境を維持することを風洞実験により確認しております。風環境の変化は低層市街地相当の領域 A、低中層市街地相当の領域 B や、一部中高層市街地相当に対応する領域 C であり、超高層建築物の足元でみられる風環境とされる領域 D は見られませんでした。          ・部、建設前、対策後ともに中高層市街地相当に対応する領域 C になっている地点があり、後述に 1 年間の風観測を事後調査として行う予定です。予測には風環境の改善策として高木、壁等による防風対策を見込んでおりますが、万が一、予備評価を上回る場合には、港区ビル風要綱に基づき適切な追加対策を検討していき、必要に応じて防風対策の可能性を検討していきます。</p>
意見の内容	<p>今現在でも青山通りのビル風は強く、大人でもメガサをさせません。まして雨の日、特に台風の時など、小学生や高齢者の方などメガサをささずとも風におおられて危険を感じています。今回のデータは風洞実験によるものですが、スーパードルビータデータによる流体数値解析(CFD)データでも風環境を証明してもらいたい。</p>
事業者の見解	<p>風洞実験による方法は、今回の施設と同様の高層建築物の風環境検討において一般的に用いられている方法であり、信頼のおける方法とされています。</p>

表 2(8) 住民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	意見の内容	事業者の見解	
5. 風環境（つづき）	<p>本風環境評価は、現在・建設後・改善後の3パターンを縮尺1/600 模型による風洞実験により、風速予想を行っております。風速は、旧東京管区气象台における平成9年1月から10年間の調査による風向・風速値をもとに、強さの基準を昭和61年、35年前年に発表された民間団体の論文に照らしめています。</p> <p>これについて、8月20日説明会において、事業者側から「残念ながら近況を反映したものとしては言い難い」との説明がありました。事業者としては適正な手法で評価したいが、そのようなものは見つかからないということです。</p> <p>評価方法の一案を申し上げます。まず、住民から最も劣悪と指摘がある伊藤忠商事建物の真西南北地上部における地点全数だけでなく今秋から直ちに年間通して現状データを取って下さい。現状実測データと上記風洞実験の差異を計数化し、計画建築物の模倣によるデータに乗じて風環境評価値を算出し、それを受けて改めて改善策を検討してください。A～Dの評価値ではなく、突風など最大風速値でも示してください。</p>	<p>現在でも、伊藤忠ビル前は、少しでも風がある日は大変です。</p> <p>風の建設はやめる必要があります。高層ビルの建設はやめる必要があり、環境影響評価では、大した影響が山ないという予測になっているけれども、実際はさらにひどくなることは間違いないと見えています。</p> <p>今回は、伊藤忠ビル、現在約90メートルが190メートルに建て替え、近くに185メートルの複合ビルが計画されています。間を抜ける風の発生が予想されます。そうすると、今まで以上に広範囲に風の影響がでます。</p>	<p>5. 風環境（つづき）</p> <p>風環境につきましては、ご指摘頂きましたとおり縮尺1/600 模型による風洞実験により予測を行っております。</p> <p>実験に用いた上空風のデータにつきましては、平成19年以降に観測所が北の丸公園に建設され、周囲に千代田区の庁舎等の高さのある建物が存在するため、観測データとしては大手町の方が望ましいと考え、大手町でのデータを採用しています。</p> <p>また、風環境の現況調査につきましては、地表面付近では任意より気象条件が変化するため建設前後での比較を行うことが出来ません。そのため、東京都環境影響評価技術指針に基づき、気象条件を建設前後で揃えた風洞実験により調査を行いました。</p>	<p>風環境につきましては、ご指摘頂きましたとおり縮尺1/600 模型による風洞実験により予測を行っております。</p> <p>実験に用いた上空風のデータにつきましては、平成19年以降に観測所が北の丸公園に建設され、周囲に千代田区の庁舎等の高さのある建物が存在するため、観測データとしては大手町の方が望ましいと考え、大手町でのデータを採用しています。</p> <p>また、風環境の現況調査につきましては、地表面付近では任意より気象条件が変化するため建設前後での比較を行うことが出来ません。そのため、東京都環境影響評価技術指針に基づき、気象条件を建設前後で揃えた風洞実験により調査を行いました。</p>
6. 景観	<p>複合棟Aの真正面となる北青山2丁目の住宅への影響はほとんど計算されておらず、説明会で公表された建設後の景観写真についても、青山一丁目交差点や表参道交差点からの写真だけで、住宅の多い北青山2丁目からの写真はなぜか見せていただけませんでした。</p> <p>複合棟Aが建つことで空がほとんど見えなくなります。</p>	<p>景観の調査地点選定につきましては、周辺には高層建築物が多く、不特定多数の地点が集まる交差点や公園等の眺望可能な地点を選定しました。また、眺望可能な地点が同じ通り沿いで複数ある場合は、代表した地点のみ選定しています。</p> <p>青山2丁目につきましては、計画地から至近距離にあることから、圧迫感の予測を行っております（No.2：青山高校前地点）。複合棟Aの建設により形態率は上昇しますが、計画地及びその周辺には、高木等、歩行者動線とも連携した緑化を行い、地区特性に感じましたメリハリのある緑化を推進することにより、計画建築物による圧迫感の低減に努めます。</p>	<p>外苑のいちよう並木の景観は、日本のみならず世界に誇れる美しさです。財産です。是非壊さずにこのまま残してください。</p> <p>野球場がいちよう並木に接して造られると防球ネットがいちよう並木からの景観に入り込み、台無しになってしまいます。</p>	<p>青山通り沿いの風環境につきまして、計画建築物建設による計画地周辺地域の変化の程度は、防風対策を講じることによってほぼ全ての地点で現況と同程度の風環境を維持することを風洞実験により確認しております。風環境の変化は低層市街地相当の領域A、低中層市街地相当の領域Bや、部中高層市街地相当で対応する領域Cであり、超高層建築物の足元でみられる風環境とされる領域Dは見られません。</p> <p>一部、建設前、対策後ともに中高層市街地相当に対応する領域Cになっていくところがございますが、こちらについては、東京都環境影響評価条例に基づき、供用後に1年間の風観測を事後調査として行う予定です。予測には風環境の改善策として高木、壁等による防風対策を見込んでおりますが、万一、予測評価を上回る場合には、適切な追加対策を検討してまいります。今後も事業計画が高度化していく段階で、必要に応じて防風対策の可能性を検討してまいります。</p>
7. 景観	<p>この計画の問題点は、外苑の貴重な景観が破壊される。外苑のイチョウ並木は、観光名所として世界中から多くの人たちが訪れる憩いの場所です。とりわけ紅葉の時期には多くの観光バスも来るなど、気持ちの休まる貴重な場所、景観です。</p> <p>ところが今回の計画では、ホテル併設の野球場、高さ六十メートルがイチョウ並木に迫って建設。百九十九メートル、百八十五メートル、七十メートルの超高層ビルが建ち、景観上、環境からも大問題です。現在の青山通りからの景観が大きく損なわれることになりそうです。</p>	<p>景観の調査地点選定につきましては、周辺には高層建築物が多く、不特定多数の地点が集まる交差点や公園等の眺望可能な地点を選定しました。また、眺望可能な地点が同じ通り沿いで複数ある場合は、代表した地点のみ選定しています。</p> <p>青山2丁目につきましては、計画地から至近距離にあることから、圧迫感の予測を行っております（No.2：青山高校前地点）。複合棟Aの建設により形態率は上昇しますが、計画地及びその周辺には、高木等、歩行者動線とも連携した緑化を行い、地区特性に感じましたメリハリのある緑化を推進することにより、計画建築物による圧迫感の低減に努めます。</p>	<p>青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷管轄線沿いの4列のいちよう並木については、全て保存します。</p> <p>また、上記のいちよう並木に面して野球場が出現しますが、計画建築物が現況と概ね変わらないと予測しています（評価書案p.401参照）。なお、防球ネットの高さについては継続検討してまいります。</p> <p>景観につきましては、今後、景観行政団体である港区や新宿区と協議を行い、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に示される景観形成等の基本理念との整合を図ってまいります。</p>	<p>景観につきましては、今後、景観行政団体である港区や新宿区と協議を行い、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に示される景観形成等の基本理念との整合を図ってまいります。</p> <p>また、青山二丁目交差点からの眺望を見ますと並木に面して野球場棟が出現しますが、計画建築物が視野に占める割合は現況と概ね変わらないと予測しています（評価書案 p.401 参照）。なお、いちよう並木に面する側の建築物の高さについては、60m ではなく、樹高に十分な配慮をした建物高さとしてまいります。</p>

表 2(9) 住民からの主な意見及び事業者の見解の概要

表 2 (10) 市民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解	6. 景観 (つづき)
<p>東京都が 2018 年 11 月に発表した「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」によれば、「青山通りにふさわしい気品と魅力ある複合街地を形成する」などと、樹の浮くような表現をしているが、青山通りにふさわしい気品と魅力とは何なのか。明らかにする必要がありません。</p> <p>現在の沿道建築物等との高さの調和に配慮する」としているが、190メートル、185メートルの超高層ビルは、青山通りには調和はしません。東京都の指針にも反する超高層ビルは、いりません。</p>	<p>「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」において、青山通り・スタジアム通り沿道の特性に応じた、機能の複合・高度化を図る「機能複合・高度化エリア」として、まちづくりを誘導することが位置付けられておりあります。本事業は、こうした上位計画に基づき計画建築物を配置しています。</p> <p>景観につきましても、今後、景観行政団体である港区や新宿区と協議を行い、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に示される景観形成等の基本理念との整合を図っていきます。</p>	<p>野球場が出来る」と建物のカズやフエンスで根元があぶないことになりそうです。出来上がりイメージの絵にもネットやフエンスは描かれていません。</p>	<p>青山二丁目交差点からの眺望を見ますと並木に面して野球場棟が出現しますが、計画建築物が視野に占める割合は現状と概ね変わらないと予測しています (評価書案 p.401 参照)。なお、防球ネットの高さについては、継続検討していきます。景観につきましては、今後、景観行政団体である港区や新宿区と協議を行い、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に示される景観形成等の基本理念との整合を図っていきます。</p>
<p>いちよりの木の景観を壊し、芝生を増やしても緑を減やしたことに、ならない。</p> <p>現在、地球温暖化の問題が言われている今の時代に逆行するのは？</p> <p>世界的に重要な 100 年も続いた景観のこの銀杏並木をどうか壊さずに保存して頂きたい。</p>	<p>「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」において、青山通り・スタジアム通り沿道の特性に応じた、機能の複合・高度化を図る「機能複合・高度化エリア」として、まちづくりを誘導することが位置付けられておりあります。本事業は、こうした上位計画に基づき計画建築物を配置しています。</p> <p>景観につきましても、今後、景観行政団体である港区や新宿区と協議を行い、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に示される景観形成等の基本理念との整合を図っていきます。</p>	<p>青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの 4 列のいちよりの並木については、全て保存します。</p> <p>工事の施行にあたっては、保存するいちよりの並木の生育に影響を及ぼさないよう、計画建築物の地下躯体の配置等に配慮する計画です。また、根回りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努めます。</p> <p>緑の量につきましては、計画地内の植栽樹は存置もしくは移植により可能な限り保存するとともに、計画地周辺に残存する緑地の種成種を中心に植栽し、動植物の生息環境に配慮した緑化計画により新たな緑地を創出する計画です。</p> <p>また、樹木の移植及び新植にあたっては、適切な植栽基盤を確保した上で植付に適切な時期に留意するとともに、必要に応じて適期に根回しを行い、新規に創出した緑地を含めて適切に管理育成を行っていくことで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものと考えます。</p> <p>以上のことから、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまじまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全されるものと考えます。</p>	<p>青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの 4 列のいちよりの並木については、全て保存します。</p> <p>工事の施行にあたっては、保存するいちよりの並木の生育に影響を及ぼさないよう、計画建築物の地下躯体の配置等に配慮する計画です。また、根回りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努めます。</p> <p>緑の量につきましては、計画地内の植栽樹は存置もしくは移植により可能な限り保存するとともに、計画地周辺に残存する緑地の種成種を中心に植栽し、動植物の生息環境に配慮した緑化計画により新たな緑地を創出する計画です。</p> <p>また、樹木の移植及び新植にあたっては、適切な植栽基盤を確保した上で植付に適切な時期に留意するとともに、必要に応じて適期に根回しを行い、新規に創出した緑地を含めて適切に管理育成を行っていくことで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものと考えます。</p> <p>以上のことから、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまじまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全されるものと考えます。</p>

表 2 (11) 市民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解	6. 景観 (つづき)
<p>事業者はいちよりの木は残します。と言っていますが、根元も守って下さい。緑地帯と(左側)いちよりの並木の景観を残してほしいです。</p> <p>外苑のいちよりの木が並んでいては、単に 4 列のいちよりの木が並んでいては、なく、木の根を守る緑道と銀杏のトンネルの静寂な景観が他に例を見ない。</p> <p>都民・国民の財産です。</p>	<p>青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの 4 列のいちよりの並木については、全て保存します。</p> <p>工事の施行にあたっては、保存するいちよりの並木の生育に影響を及ぼさないよう、計画建築物の地下躯体の配置等に配慮する計画です。また、根回りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努めます。</p> <p>さらに、計画地内の植栽樹を存置もしくは移植により可能な限り保存するとともに、新たに植栽された緑地を含めて適切に管理育成を行うよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努めます。</p> <p>また、樹木の移植及び新植にあたっては、適切な植栽基盤を確保した上で植付に適切な時期に留意するとともに、必要に応じて適期に根回しを行い、新規に創出した緑地を含めて適切に管理育成を行っていくことで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものと考えます。</p> <p>以上のことから、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまじまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全されるものと考えます。</p>	<p>銀杏並木の景観を壊さないため、その際に景観が変化するかをCGでご提示ください。最悪銀杏並木よりもスタジアムや隣接建築物が高い場合、スタジアムを地面を掘って低くするなど検討が必要と考えます</p>	<p>景観につきましては、東京都環境影響評価技術指針に基づき、不特定多数の人が集まる交差点や公園等の眺望可能な地点より、計画建築物をフォトモンタージュにより予測を行っています。スタジアムの景観につきましては、今後、景観行政団体である港区等と協議を行います。</p>

表2(12) 市民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	7.自然との触れ合い活動の場	事業者の見解
項 日	意見の内容	7.自然との触れ合い活動の場	事業者の見解
	<p>神宮外苑のイチョウ並木も含めた多くの樹木で形成される一帯は東京都民だけの憩いの場所というだけでなく訪れる全ての人へ安らぎを与えてくれる貴重な地域です。</p> <p>樹木は芝などと違い、空気の清浄化や騒音吸収に効果があります。</p> <p>また、樹木の環境の中でリオーケーキングなども楽しめることも貴重な場所となっています。</p> <p>長い時間をかけて育てられてきたこの地帯を高層ビル建設や球場の移設、拡張により変化させる事は決して新しい街づくりとして賢明なものではありません。</p> <p>日本全国にこの事業案を告知した場合、多くの反対を受ける事は自明のことではないでしょうか。</p> <p>次世代へ引き継ぐ地域・帯として「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」により現在の神宮外苑地区を破壊することは絶対に反対です。</p> <p>以上、是非賢明なるご検討をお願い申し上げます。</p>		<p>本事業につきまして「神宮外苑地区は「東京2020」大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」等において、大規模施設の連続的な建て替えや青山通り沿道等の土地の高度利用を促進し、魅力ある複合市街地を形成することとしていきます。本計画は、こうした上位計画に基づき魅力ある複合市街地を形成することを目的として実施します。</p> <p>青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四角管線緑の4列のいちろう並木については、全て保存します。</p> <p>さらに、計画地内の植栽樹を存置もしくは移植により可能な限り保存するとともに、新たに植栽された緑地を含めて適切に管理育成を行う計画としています。</p> <p>よって、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全されるものと考えます。</p> <p>本事業では、計画地中央に、芝生及び高木植栽による緑豊かなまとまりのある広場空間を整備し、地域住民の方にとっても利用しやすい自然との触れ合い活動の場を創出します。</p>

表2(13) 市民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	8.温室効果ガス	事業者の見解
項 日	意見の内容 <td>8.温室効果ガス</td> <td>事業者の見解</td>	8.温室効果ガス	事業者の見解
	<p>この再開発事業によって、新たな温室効果ガスが約46,545-11,636=34,879t-CO<sub>2</sub>/年、年間約3万トンの新たな温室効果ガスが発生することになります。</p> <p>近年の異常気象は地球の温暖化が原因と言われています。</p> <p>再開発事業で、やたら温室効果ガスを発生させる事業を許可して良いのでしょうか。</p> <p>ゼロミッション東京で2050年までに、都内のCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを実現する東京都の目標達成のためにも、神宮外苑の杜は残すべきです。</p>		<p>施設の併用に伴い、温室効果ガスの排出がございしますが、設備システムの省エネルギー措置、劣化設備の省エネルギー措置等により温室効果ガスの発生量の削減に努めることから、20%以上の温室効果ガスの排出抑制が図られるものと考えます(評価書案p.489参照)。</p> <p>二酸化炭素の排出量につきましては、施設の用途等が異なるため、現状との比較はしていません。</p> <p>また、樹木の状況につきまして、現存の樹木は評価書案p.306に、再開発後は評価書案p.320に図面ですすとおあり、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四角管線緑の4列のいちろう並木を保存するとともに、緑地(並木東側)や神宮外苑広場(建屋記念文庫)等の既存樹木を存置もしくは移植により可能な限り残す計画としています。</p>



表 2 (16) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
項 日	意見の内容	事業者の見解
	<p>(1) 明治神宮は文字通り宗教法人であり、定款に目的としてどのような内容が記されているか調べてみたが、詳細は残念ながらわかりませんでした。しかし少なくとも通く社会の安寧の維持を得るべく人々のために折る場として、また人々も心の平穏を願ひ祈りあげる場として、いずれも高邁な精神活動の場であることを目的として存立しているものであると信じています。この理解する者にとって、明治神宮はこの目的達成の道程の中に、本件の如き人々の再開発の計画をどのように位置づけられているのか、またその事業の主体者となって、その事業推進を行っている現在の有様に合理性はあるのか、また宗教法人としての活動と矛盾するものはないのか、是非ともご説明いただきたいのです。</p> <p>(2) 今回の事業者は「環境影響評価書案」「環境影響評価書案の概要」「資料編」という、概ね900頁を越える大部のものをつくり、これを都知事に令和3年7月29日提出しました。そして8月20日午後6時から午後7時30分、8月21日午後2時から午後3時30分、2回の説明会を開いたとのことですが、残念ながら私はこれを知らず、参加できませんでした。しかしこれだけの大部の資料を基に、住民が1時間30分の説明を受けたとして、その説明内容を理解できると思うのでしょうか。</p> <p>(3) 環境影響評価の流れを見ると、どこに住民の声が具体的に反映する場があると言えるのか、特に現在ここで環境影響評価書について意見を述べる機会となっていますが、その意見は具体的に丁寧着工に至るまでの間に、当該意見に関して、議論を交わす場が確保されているのでしょうか。この点不明であります。</p> <p>(4) どんなにお金を使い、手間をかけてみても樹齢100年の銀杏はつくれないのです。時間は買えないのです。地中の微生物にしても、一度死滅してしまつたら、それが再びその地に生存することには長い時間が必要といえます。こう考えると、一度壊れた環境は元に戻らないことを肝に銘じるべきであります。</p> <p>(5) この当たり前のことを前に今回の環境影響評価書を見たとき、新たに185m、80mという高層建築物を複合棟ABの建設することは、環境影響から見ると、その建設感状がありません。これにより景観は損なわれ、眺望は悪くなり、圧迫感もあり、一つとしてこの建物を建てての意味がありません。</p>	<p>計画地が位置する明治神宮外苑は、創建当時のから国民の為のスポーツの場を提供してきて歴史があります。このスポーツ拠点としての役割を維持しながらラグビー場・野球場等の競技の継続を図りつつ老朽化した施設を更新し、新たな時代にふさわしいスポーツ施設を途切れることなく整備する必要があります。施設更新を行います。</p> <p>あわせて、神宮外苑地区は「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」等において、人規模施設との連続的な建て替えや青山通り沿道等の土地の高度利用を促進し、魅力ある複合街地の形成を通じて、地区・帯でにぎわいと風格を兼ね備えた世界に誇れるスポーツ拠点を目指すとしています。本計画は、こうした上位計画に基づき魅力ある複合街地を実現することを目的として実施しています。</p> <p>説明会につきましては東京市環境影響評価条例で定められた必要な手続きとなっており、それに基つて開催させて頂きました。</p> <p>掲載しましたご意見及びそれに対するご回答といった検討プロセスにつきましては、東京都環境影響評価条例に基づき、説明会でのご意見及びご回答を説明会実施状況報告書としてとりまとめ、東京都に提出させて頂きました。また、頂きました意見等につきましては、今回の見解書という形で縦覧いたします。</p> <p>事業の実施にあたっては評価書案に記載の環境保全のための措置を講じることにより、著しい影響は及ばないものと考えます。</p> <p>青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例掘道四谷角番線沿いの4列のいちろう並木については、全て保存します。</p> <p>さらに、計画地内の植栽樹を存置もしくは移植により可能な限り保存するとともに、新たに植栽された緑地を含めて適切に管理を行う計画としています。</p> <p>よつて、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全されるものと考えます。</p> <p>景観につきましても、今後、景観行政団体である港区や新宿区と協議を行い、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に示される景観形成等の基本理念との整合を図っていきます。</p>

表 2 (17) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
項 日	意見の内容	事業者の見解
	<p>上記以外に今回の再開発事業で人流が大きく変わります。人流の変化は環境問題だと思えます。前にも述べましたが、現在神宮球場では年間約500人を超える野球の試合とイベントが開催されています。</p> <p>今回の再開発事業で、野球場・事務所棟・複合棟Aが地下鉄外苑前駅近くに建設されます。これにより人流は、現在の野球場利用者が地下鉄外苑前駅・青山・丁日駅・JR信濃町駅・千駄ヶ谷駅に分散していたものが、地下鉄外苑前駅と青山・丁日駅に集中します。これに事務所棟・複合棟Aの利用者が加わります。野球場等のイベントが終了した際は、地域住民の駅利用や移動に支障をきたすことは目に見えています。特に地下鉄外苑前駅はホームも狭くこれ以上拡張することはできません。</p>	<p>計画地周辺の歩行者の増加につきましては、別途警察、行政等と協議を実施しており、円滑な歩行者交通を確保するよう計画していきます。</p>

表3(1) 港区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

総論	
項目	事業者の見解
意見の内容	環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。
環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。	今後とも、計画地周辺の住民及び関係者等の意見や要望を聞きながら真摯に対応します。
計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等については、真摯に対応していただきます。	工事計画について
意見の内容	事業者の見解
「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を踏まえ、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めてください。	既存建築物の解体工事の前には、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に基づき、石綿使用の有無及び工事の内容について隣接関係住民の皆様へ周知を行い、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めます。
解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管していただきます。	現在、計画地内では施設が供用中ではありませんが、これまでの調査の結果、既存建物の一部にアスベストの使用が確認されており、既存建築物に使用されているアスベストについては、解体工事に先立ち、「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係るアスベスト（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に従い、既存建築物設計図による調査、現地での目視調査等を実施し、必要に応じて材質分析調査を併用して、状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施します。
また、大気汚染防止法等の法令に基づく報告や届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行うとともに、周辺住民からの問い合わせがあった場合は、調査方法及び処理方法を丁寧に説明していただきます。	除去したアスベストについては、「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従い、粉じんが発生しないよう、堅固な容器や廃棄専用プラスチック袋による二重包装を施し、通線するまでの間、隔離作業場外に設けた一時保管場所に適切に保管します。
特定建設作業実施届など必要な事前届出をすることともに、十分な近隣説明を行ってください。	運搬・処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に従い、許可を得た業者に委託することともに、マニュアルにより確認します。

表3(2) 港区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

工事計画について (つづき)	
項目	事業者の見解
意見の内容	建設作業にあたっては、騒音・振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。
建設作業にあたっては、騒音・振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。	工事の実施に当たっては、騒音（振動、粉じん等）による影響低減のため、仮囲い（3.0m）を設置することともに、工事車両及び工程の検討・調整により建設機械が集中稼働しないように稼働台数を平準化し、建設機械の効率的稼働に努めます。作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事の内容を十分検討します。
大気汚染、騒音、振動等が環境基準を上回ることはないよう、一層の低減に努めてください。	なお、上記の建設機械の稼働に伴う大気汚染及び騒音・振動については、事後調査により確認してまいります。
工事車両について、交通集中による渋滞や騒音・振動等が周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等さらなる工夫をしてください。	工事に使用する建設機械は、最新の排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械の使用、低振動な施工方法の採用に努め、良質な燃料を使用することにより、アイドリソングラスを減らすことにより、大気汚染及び騒音・振動の低減に努めます。また、必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止ネットの設置等、粉じんの飛散対策を講じます。
また、工事車両の通行が想定されている一般国道246号線、特例都道四谷有客線、特別区道第1044号線等を通行する車両については、出入りの際に、徐行を含めた交通安全の徹底を図るとともに沿道住民等への丁寧な説明に努めてください。	工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により周辺環境に配慮することともに、工事用車両出入口付近等には交通整理員を配置するなど、周辺への影響の低減に努めます。
また、工事車両については、一時的に集中しないよう、工事工程の平準化に努めます。	また、工事用車両については、一時的に集中しないよう、工事工程の平準化に努めます。
項目	事業者の見解
意見の内容	防災対策について
スボーツ施設、事務所、商業施設、管治施設等の様々な機能を持つ複合施設であるほか、大規模超高層という点を踏まえ、勤労者や来訪者等のための、一時滞留場所や備蓄物資の確保、備蓄倉庫の整備など、防災対策に配慮した計画とさせていただきます。	本事業では災害時のための防災備蓄倉庫等を設けることとしており、都市防災機能の強化に貢献する計画です。



表3(5) 港区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	資源、エネルギー、地球環境について	事業者の見解
項目	意見の内容	エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用してください。	本事業では、太陽光発電、自然換気、雨水利用等の自然エネルギーの利用についても積極的に取り組む計画です。 なお、熱源施設については、一部の施設では地域冷暖房を整備するなど、効率的なエネルギー供給を図る計画です。
項目	意見の内容	建物周囲の公開空地等の被覆については、可能な限り緑地や保水性舗装を設けるほか、ビル風対策とのバランスを図りながら風の通り道を確保する検討など、ヒートアイランド現象にも配慮した計画とさせていただきます。	本事業では、「東京都都市開発諸制度に基づく再開発等促進区の緑化基準」等に基づき、地上部約20,831㎡、屋上約9,283㎡、合計約30,084㎡の緑化空間を創出します。 また、計画建築物をセットバックさせ風の流れに配慮するとともに、計画地内での緑化の推進や、自然エネルギーの利用についても積極的に取り組み、ヒートアイランド現象の抑制を目指す計画です。
項目	意見の内容	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めてくださいます。	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づく国産木材使用計画書を提出し、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材を使用することに努めます。
項目	意見の内容		実跡・文化財について
項目	意見の内容		事業者の見解
項目	意見の内容		計画地(新宿区内)に隣接して、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在していることから、工事の実施に際しては、「文化財保護法」に基づきあらかじめ「埋蔵文化財発掘届」を提出し、東京都教育委員会、新宿区教育委員会との協議に基づき、適切に対応します。 また、工事の進行中に未周知の埋蔵文化財の存在が確認された場合は、東京都教育委員会、港区教育委員会及び新宿区教育委員会へ速滞なく報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対応します。 なお、現状の計画地内には、既存の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行う予定です。調査の方法・範囲については、解体工事を行う前に港区教育委員会及び新宿区教育委員会と協議したうえで確定し、実施します。

表3(6) 港区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	景観について	事業者の見解
項目 <td>意見の内容</td> <td>景観の保全については、引き続き区の関係部署と調整をしてください。</td> <td>景観については今後、港区及び新宿区の関係部署と調整を継続していきます。</td>	意見の内容	景観の保全については、引き続き区の関係部署と調整をしてください。	景観については今後、港区及び新宿区の関係部署と調整を継続していきます。
項目 <td>意見の内容</td> <td>その他</td> <td>その他</td>	意見の内容	その他	その他
項目 <td>意見の内容</td> <td></td> <td>事業者の見解</td>	意見の内容		事業者の見解
項目 <td>意見の内容</td> <td></td> <td>野球場等(野球の試合やイベント開催時等)から発生が懸念される騒音について、遮音等の対策を十分に講じるとともに、供用開始後についても、測定等により確認を行うなど、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を、確実に講じてください。</td>	意見の内容		野球場等(野球の試合やイベント開催時等)から発生が懸念される騒音について、遮音等の対策を十分に講じるとともに、供用開始後についても、測定等により確認を行うなど、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を、確実に講じてください。
項目 <td>意見の内容</td> <td></td> <td>野球場等のスポーツ施設については今後、詳細な設計を検討するとともに、供用後の騒音の発生状況について事後調査を行い、周辺環境に与える影響について確認していきます。 野球場からの騒音につきましては騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていきます。</td>	意見の内容		野球場等のスポーツ施設については今後、詳細な設計を検討するとともに、供用後の騒音の発生状況について事後調査を行い、周辺環境に与える影響について確認していきます。 野球場からの騒音につきましては騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていきます。



表4(3) 新宿区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	その他の要望事項について	事業者の見解
(1)みどりとオープンスペース 地区全体でみどりの質が向上し、量が増加する計画とすること。評価書案P28表6.2.2計画緑化面積及び必要緑化面積では、新宿区に提出される緑化計画書の緑化面積は、基準緑化面積をわずかに2㎡上回った計画となっている。緑化面積は、外構工事が進んだ段階で減少する傾向にあるため、当初計画段階ではもう少し基準緑化面積を上回るよう検討すること。 また、既存樹木については、イチョウ並木や東側敷地以外についても出来る限り残すとともに、地域住民が散策できる緑豊かなオープンスペースの確保を要望する。	緑化面積を含めた詳細な緑化計画については現在関係部署と調整中であり、緑化基準を順守するよう整備します。 また、いちょう並木や東側敷地以外については、神宮外苑広場(建仁記念文庫)等の既存樹木を存置もしくは移植により可能な限り残すとともに、スポーツ施設の周辺には、多様な多様な活動を促す開放的な広場空間を整備し、人溜まり空間の確保にも配慮したものとする計画です。	(2)道路交通対策 工事車両の搬出入等に伴い計画地周辺の交通渋滞が発生しない様、状況に応じた誘導経路の確保及び誘導員を配置すること。 また、工事完了後の将来交通量(車両・歩行者)の増加を加味した安全対策を講ずること。特に計画地周辺には、南校や楓光施設等もあることから、歩行者の交通安全対策の徹底を図ること。	工事車両の出入口には誘導員を配置し、計画地周辺の交通渋滞が発生しないよう配慮します。 また、使用後の駐車場の運営方法についての詳細は未定ですが、安全に配慮した運営となるよう誘導員の配置や適切な表示等の設備設置を検討するとともに、スポーツ施設のイベント来場者には可能な限り公共交通機関を利用するよう働きかけを行います。
(3)歩行者の安全確保について 建物の供用に当たって、歩行者、車両交通が滞ることの無いように動線計画を検討するとともに、十分な歩行空間の確保や滞留スペースの確保などの対策を講ずること。	計画地の西側を南北に走る、般両道 246号(青山通り)から国立競技場まで人々を繋ぐ特別区道第1044号線(スタジアム通り)には、都局的で活気のある歩行者ネットワークを形成し、周辺市街地と当地区を結ぶ玄関口の役割を果たす計画です(本見解書p.15参照)。 また、計画地を南北に繋ぐ動線としては、新ラビーコートと新球場を結ぶ歩行者ネットワークの形成により、施設間連携の強化を図り、歩行者空間を立体的に整備することで、歩車分離によるバリアフリーかつ安全安心で人にやさしい動線を形成し、十分な歩行空間や滞留スペースを確保する計画です。	(4)駐車場及び駐輪場について 駐立場、駐輪場の設置にあたっては、法令、条例等に基づく整備を実施するほか、施設設置による駐車、駐輪需要を満足する計画とし、路上駐車、放置自転車等が発生しないよう計画とすること。	駐車場の台数は、「東京都駐車場条例」に基づく附置義務台数以上を基準とし、約1,070台を確保する計画です。駐輪場についても関係部署と協議を行い設置する計画です。
(5)苦情処理等について 工事施工中、工事完了後における環境に関する苦情や要望を受け付ける窓口を設置し、誠実かつ適切に対応するよう要望する。	工事施工中、苦情等に対応ができるよう、窓口を設置します。なお、窓口の設置についてできる限り近隣の方々にご認識いただけることを目指して周知するよう努めます。	(6)帰宅困難者対策について 帰宅困難者対策として、一時滞在施設の確保を要望する。	帰宅困難者の一時避難場所として施設の確保等を開放するとともに、防災備蓄倉庫等を設ける計画です。

●東京都告示第百六十六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和四年三月七日

東京都知事 小池百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和四年三月八日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルプタノアート及びその塩類	5F-EDMB-PICA、5F-EDMB-2201
(2)	2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピルアミノ)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類	Methoxpropamine、MXPr
(3)	2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類	Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene
(4)	1, 2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類	α-D2PV、A-D2PV

告 示(海区漁調)

●東京漁調指示第三号

東京海区におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和四年三月七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の制限)

一 東京海区(東京都内湾海域を除く。)において、うみがめ科のあかうみがめ(卵を含む。)及びたいまい(卵を含む。)(以下これらを「うみがめ」という。)を採捕してはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の採捕の承認を受けた者については、この限りでない。

(採捕の承認)

二 うみがめの採捕をしようとする者は、次のとおり委員会の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象となる者

承認の対象となる者は、採捕の目的が次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 試験又は研究の用に供する者

イ 増殖の用に供する者

ウ 委員会が特に認めた者

(二) 雌がめの採捕禁止

(一)ウにより承認を受けた者であっても、雌がめは採捕してはならない。

(三) 承認書の携帯

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕の際、委員会が交付した承認書を所持しなければならない。

(四) 採捕報告書の提出義務

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕終了後三十日以内に、採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

(五) 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までとする。

●東京漁調指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)における浮きはえ縄漁業(以下「この漁業」という。)について、次のとおり指示する。

令和四年三月七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。(一) 令和四年六月一日から同年十二月三十一日までの間

の大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（藺灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び嬭婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬（中ノ黒瀬を含む。）における操業。ただし、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島又は青ヶ島に住所を有する者が、その住所地である島の最大高潮時海岸線から三海里以内の海域で操業する場合は、この限りでない。

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業（承認操業）

二 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶

ア これまで東京海区において、操業の実績を有する船舶であつて、委員会が漁業調整上支障がないと認められたもの

イ 委員会が特に認めた船舶  
ウ 試験研究機関の船舶

(二) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は百一隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 二十二隻

千葉県 五十隻

静岡県 九隻

その他の県 十隻

調整枠 十隻

(三) 操業方法等

ア 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

イ 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。

ウ 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。

エ 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。

オ 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。

カ 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、(四)に定める操業旗章のほか、委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。

キ 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局（一ワット二十七メガヘルツ）を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(四) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚  
この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船

船ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(五) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和五年一月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱については、別に委員会が定めるところによる。（指示の有効期間）

三 この指示の有効期間は、令和四年六月一日から同年十二月三十一日までとする。

公 告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

国立市大字谷保字中峯下六千九百三十七番一、同番三から九番六まで、六千九百三十八番二、同番三、六千九百五十六番四、同番五及び六千九百五十七番一  
代表役員 鈴木 周孝  
永福寺  
国立市谷保六千八百七十七番地

開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

開発区域又は工区に  
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
 住所及び氏名

東村山市久米川町一丁目十三番一、同番一地先及び同番二  
 武蔵野市境二丁目二番二号  
 株式会社飯田産業  
 代表取締役 築地 重彦

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年三月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和四年三月七日

一 店舗名	東京都知事 小池 百合子	二 店舗所在地	杉並区上荻一丁目九番一号ほか
二 店舗所在地	恵比寿ガーデンプレイス	三 設置者名	武蔵商事株式会社ほか七名
三 設置者名	渋谷区恵比寿四丁目二十番七号ほか	四 設置者住所	杉並区上荻一丁目十六番十四号ほか
四 設置者住所	サッポロ不動産開発株式会社ほか一名	五 変更を行った設置者名	株式会社ルミネ
五 変更を行った設置者名	渋谷区恵比寿四丁目二十番三号ほか	六 変更前の設置者の代表者名	森本 雄司
六 変更前の設置者住所	みずほ信託銀行株式会社	七 変更後の設置者の代表者名	高橋 眞
七 変更後の設置者住所	中央区八重洲一丁目二番一号	八 変更前の小売業者の氏名又は名称	合同会社西友ほか百四十五名
八 変更前の小売業者の氏名又は名称	千代田区丸の内一丁目三番三号	九 変更後の小売業者の氏名又は名称	合同会社西友ほか百四十五名
九 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社トモズほか九名	十 変更を行った小売業者の氏名又は名称	合同会社西友ほか十六名
十 変更日	株式会社トモズほか十一名	十一 変更前の小売業者の住所	豊島区東池袋一丁目四十二番十二号パークビル五階(ユウソリユーシヨonz株式会社)ほか
十一 届出日	令和四年四月一日ほか	十二 変更後の小売業者の住所	豊島区南池袋二丁目二十八番十四号大和証券池袋ビル八階(ユウソリユーシヨonz株式会社)ほか
十二 縦覧場所	令和四年二月二十四日	十三 変更前の小売業者の代表者名	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー(合同会社西友)ほか
十三 縦覧期間	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十四 変更後の小売業者の代表者名	大久保 恒夫(合同会社西友)ほか
十四 縦覧時間	令和四年三月七日から同年七月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十五 変更日	令和三年九月二十七日ほか
一 店舗名	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十六 届出日	令和四年二月十五日
一 店舗名	荻窪タウンセブンビル・ルミネ荻窪店	十七 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間  
令和四年三月七日から同年七月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年三月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 恵比寿ガーデンプレイス
- 二 店舗所在地 渋谷区恵比寿四丁目二十番七号ほか
- 三 設置者名 サッポロ不動産開発株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 渋谷区恵比寿四丁目二十番三号ほか

か

- 五 変更前の開店時刻 午前七時ほか
- 六 変更後の開店時刻 午前七時ほか
- 七 変更前の閉店時刻 午後十一時ほか
- 八 変更後の閉店時刻 午後十一時ほか
- 九 変更前の来客が駐車場を利用することができるとの間帯 午前七時から午後十時まで
- 十 変更後の来客が駐車場を利用することができるとの間帯 午前七時から午前零時まで
- 十一 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後八時まで
- 十二 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前五時から午後十時まで
- 十三 変更日 令和四年四月一日
- 十四 届出日 令和四年二月二十五日
- 十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十六 縦覧期間 令和四年三月七日から同年七月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ヤオコー青梅今寺店
- 二 店舗所在地 青梅市今寺五丁目十四番地一ほか
- 三 設置者名 株式会社ヤオコー
- 四 意見
- ア 聴取者 青梅市長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 令和四年二月二十一日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 令和四年三月七日から同年四月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 ヤオコー稲城南山店
- 二 店舗所在地 稲城市大字東長沼九号二千五百三十番地
- 三 設置者名 株式会社ヤオコー
- 四 意見
- ア 聴取者 稲城市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年二月二十四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年三月七日から同年四月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画公園事業の事業計画の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和四年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称 別表のとおり

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	備考
東京都市計画公園事業第五・六・二十号祖師ヶ谷公園	世田谷区成城九丁目地内	令和四年一月二十五日関東地方整備局告示第二十三号

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

